

総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第34号

総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後								改正前																																																					
別表第1（第13条関係） 1 1週間の勤務日数が5日以上若しくは1週間の勤務日数が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者であって1年間の勤務日数が217日以上である会計年度任用職員の年次休暇日数表								別表第1（第13条関係） 1 1週間の勤務日数が5日以上若しくは1週間の勤務日数が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者であって1年間の勤務日数が217日以上である会計年度任用職員の年次休暇日数表																																																					
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">在職期間 任用期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上2年未満</td> <td>2年以上3年未満</td> <td>3年以上4年未満</td> <td>4年以上5年未満</td> <td>5年以上6年未満</td> <td>6年以上</td> </tr> <tr> <td>10日</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td colspan="8">略</td> </tr> </table>								在職期間 任用期間	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	略								<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">在職期間 任用期間</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上2年未満</td> <td>2年以上3年未満</td> <td>3年以上4年未満</td> <td>4年以上5年未満</td> <td>5年以上6年未満</td> <td>6年以上</td> </tr> <tr> <td>10日</td> <td>11日</td> <td>12日</td> <td>14日</td> <td>16日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td colspan="8">略</td> </tr> </table>								在職期間 任用期間	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	略							
在職期間 任用期間	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上																																																						
	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																						
略																																																													
在職期間 任用期間	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上																																																						
	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日																																																						
略																																																													
2 1週間の勤務日数が4日で1週間の勤務時間が29時間未満又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者であって、1年間の勤務日数が169日以上216日以下である会計年度任用職員の年次休暇日数表								2 1週間の勤務日数が4日で1週間の勤務時間が29時間未満又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者であって、1年間の勤務日数が169日以上216日以下である会計年度任用職員の年次休暇日数表																																																					

改正後

在職期間 任用期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上
	6月以上12月以下	7日	8日	9日	10日	12日	13日
略							

3 1週間の勤務日数が3日又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者であって、1年間の勤務日数が121日以上168日以下である会計年度任用職員の年次休暇日数表

在職期間 任用期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上
	6月以上12月以下	5日	6日	6日	8日	9日	10日
略							

4 1週間の勤務日数が2日又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者であって、1年間の勤務日数が73日以上120日以下である会計年度任用職員の年次休暇日数表

在職期間 任用期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上
	6月以上12月以下	3日	4日	4日	5日	6日	6日

改正前

在職期間 任用期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上
	12月	7日	8日	9日	10日	12日	13日
10月以上12月未満	6日	7日	7日	8日	10日	11日	12日
8月以上10月未満	4日	5日	6日	7日	8日	8日	10日
6月以上8月未満	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
略							

3 1週間の勤務日数が3日又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者であって、1年間の勤務日数が121日以上168日以下である会計年度任用職員の年次休暇日数表

在職期間 任用期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上
	12月	5日	6日	6日	8日	9日	10日
10月以上12月未満	4日	5日	5日	7日	7日	8日	9日
8月以上10月未満	3日	4日	4日	6日	6日	7日	7日
6月以上8月未満	2日	3日	3日	4日	4日	5日	5日
略							

4 1週間の勤務日数が2日又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者であって、1年間の勤務日数が73日以上120日以下である会計年度任用職員の年次休暇日数表

在職期間 任用期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上
	12月	3日	4日	4日	5日	6日	6日
10月以上12月未満	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日
8月以上10月未満	2日	3日	3日	3日	4日	4日	5日
6月以上8月未満	1日	2日	2日	2日	3日	3日	4日

改正後								改正前									
略								略									
5 1週間の勤務日数が1日又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者であって、1年間の勤務日数が48日以上72日以下である会計年度任用職員の年次休暇日数表								5 1週間の勤務日数が1日又は週以外の期間によって勤務日数が定められている者であって、1年間の勤務日数が48日以上72日以下である会計年度任用職員の年次休暇日数表									
在職期間		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上	在職期間		1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上
任用期間									任用期間								
6月以上12月以下		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	12月		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
									10月以上12月未満		1日	2日	2日	2日	2日	2日	2日
									8月以上10月未満		0日	1日	1日	1日	2日	2日	2日
									6月以上8月未満		0日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
略								略									

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。